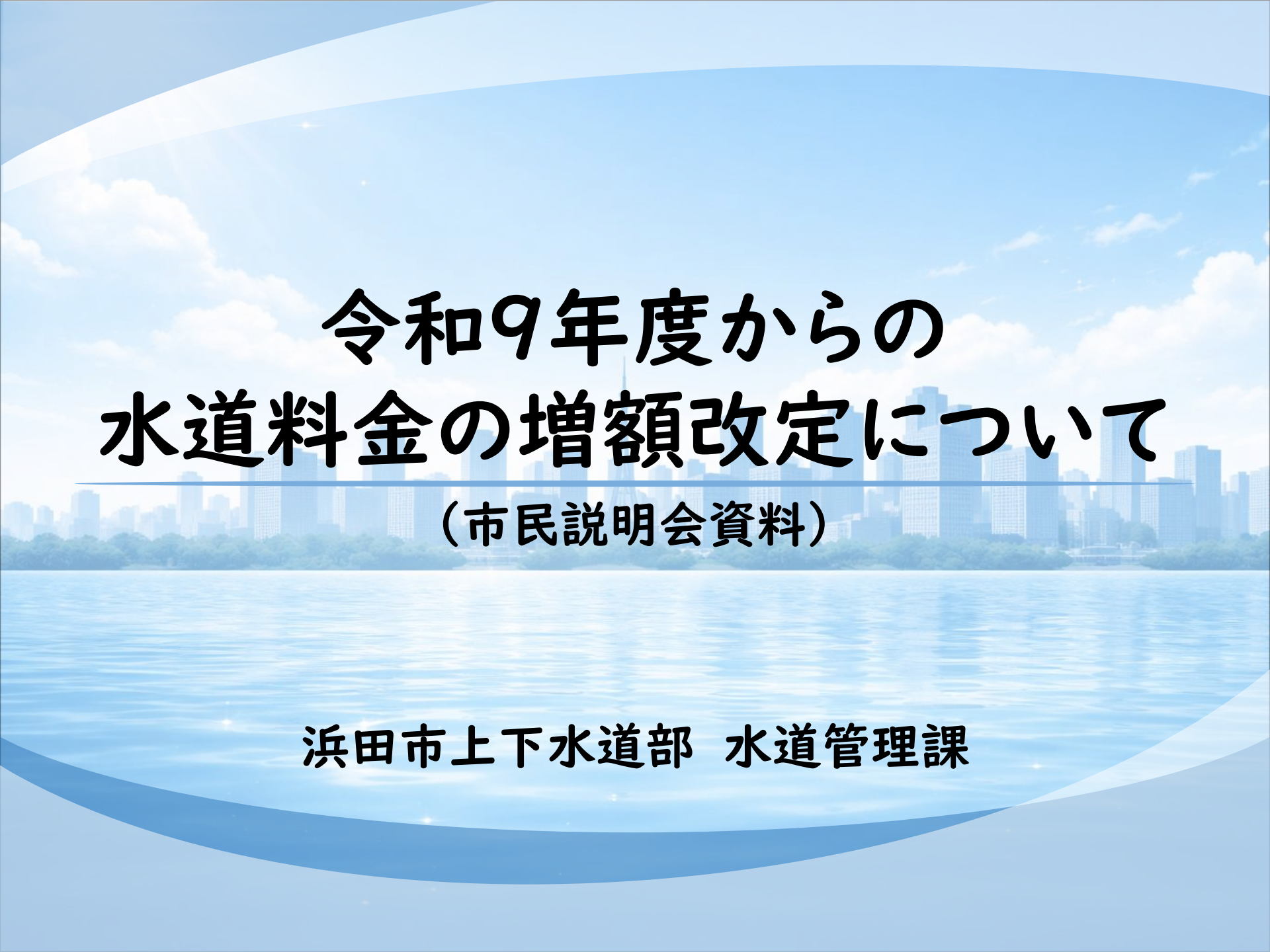




令和9年度からの 水道料金の増額改定について

(市民説明会資料)

浜田市上下水道部 水道管理課

本日の説明事項

(要約) 何が変わるのか	2
1. 浜田市の水道事業の現状	3
2. なぜ料金改定が必要なのか	10
3. 料金改定の検討	21
4. 料金改定の内容	25
5. 改定による効果	30
6. 今後の取組	34

(要約) 何が変わるのか

内 容	詳 細																				
主 旨	水道料金 平均34.5%の増改定 ※ 下水道使用料の改定はありません																				
適用日	令和9年4月1日から3年間かけて段階的に改定 【激変緩和措置（段階的改定）】 (第1段階)R9.4.1 平均改定率+11.5% (第2段階)R10.4.1 // (第3段階)R11.4.1 //																				
変更点	基本料金 及び 従量料金 を改定																				
使用者への影響	例) 一般家庭に多い口径13mm 1ヵ月で20㎡使用した場合 1ヵ月 1,199円（税込み）増額 単位：円（税込み）／1ヵ月あたり <table><tr><th></th><th>現行</th><th>第1段階</th><th>第2段階</th><th>第3段階</th></tr><tr><td>適用日</td><td>--</td><td>令和9年4月1日</td><td>令和10年4月1日</td><td>令和11年4月1日</td></tr><tr><td>水道料金</td><td>3,509円</td><td>3,908円</td><td>4,308円</td><td>4,708円</td></tr><tr><td>現行との差</td><td>--</td><td>+ 399円</td><td>+ 799円</td><td>+ 1,199円</td></tr></table>		現行	第1段階	第2段階	第3段階	適用日	--	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日	水道料金	3,509円	3,908円	4,308円	4,708円	現行との差	--	+ 399円	+ 799円	+ 1,199円
	現行	第1段階	第2段階	第3段階																	
適用日	--	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日																	
水道料金	3,509円	3,908円	4,308円	4,708円																	
現行との差	--	+ 399円	+ 799円	+ 1,199円																	

1. 浜田市の水道事業の現状

浜田市の水道について①

浜田市水道事業 令和6年度決算時点

水道管路総延長
約1,147km
(水を送る管路の長さ)



水道管の敷設

浄水場 23施設
(水を作る施設)



美川浄水場

配水池 116施設
(水を溜める施設)



竹迫配水池



図出典：▶ 政府広報オンライン（飲み水はどこから？使った水はどこへ？暮らしを支える「水の循環」

<https://www.gov-online.go.jp/article/201507/entry-8593.html>

浜田市の水道について②

◆ 県内8市における水道施設の比較（令和6年度）



▼ 浜田市は給水人口 1人あたりの管路や施設が多い

項目	単位	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
市面積（行政区域面積）	km ²	573	691	624	733	435	421	268	553
給水人口	人	182,984	47,153	140,263	40,908	28,631	34,513	19,885	31,675
管路延長（給水管除く）	km	1,572	1,147	1,776	749	594	629	404	910
給水人口1人あたりの管路延長	m／人	8.6	24.3	12.7	18.3	20.8	18.2	20.3	28.7
浄水場設置数	施設	8	23	12	38	9	13	4	33
配水池設置数	施設	98	116	147	76	60	47	30	96

※斐川央道水道企業団が給水している松江市（央道町）、出雲市（斐川町・島村町）は上記表には含まない

- ・ 浜田市の行政区域面積 約691km²（県内で2番目に広い）
- ・ 平地が少なく起伏が多い ＝ 浄水場や配水池等の水道施設が多く必要
- ・ 市内に敷設された水道管（個人宅等につながる給水管を除く）長さ 約1,147km

水道事業の経営の仕組み

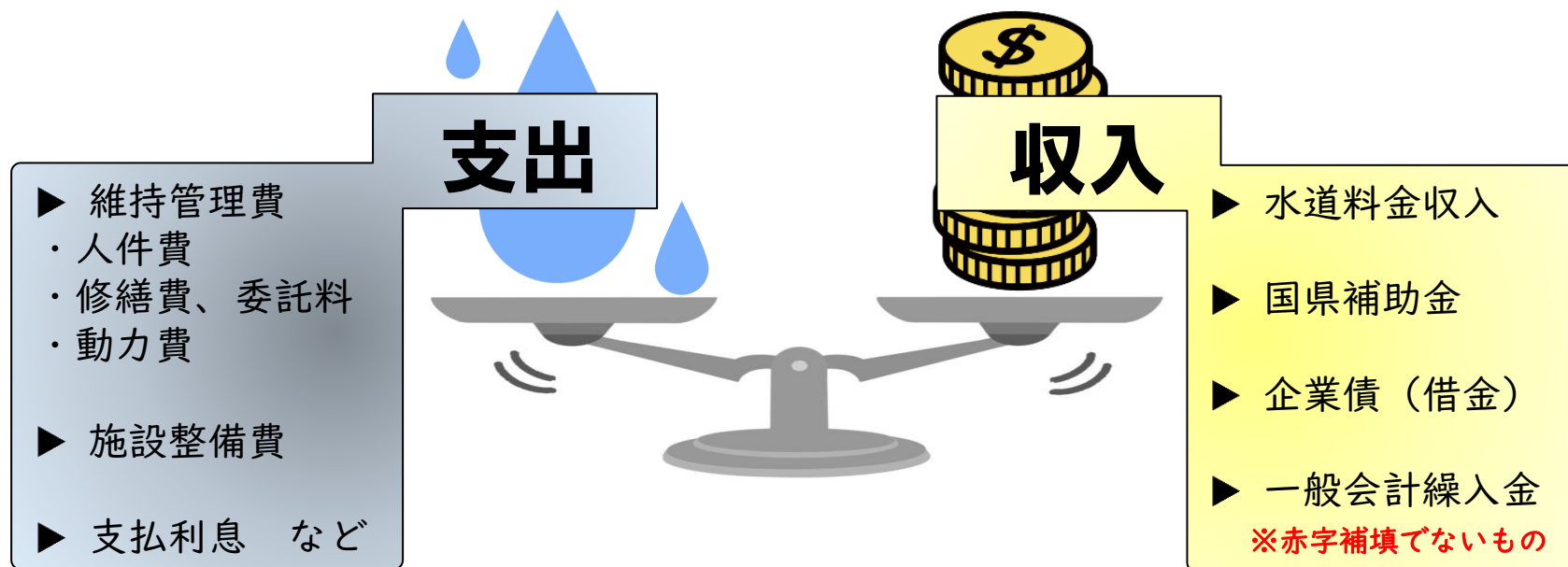
◆ 地方公営企業法の規定に基づく費用負担の原則

水道事業(地方公営企業)の経営は「**独立採算**」が原則 = 「**受益者負担**」

【用語】

独立採算・・・事業を運営するために必要な維持管理費、施設整備費等の財源を水道料金によって賄う

受益者負担・・・サービスの維持にかかる費用を利用者が負担する仕組み



地方公営企業法(抜粋)

(経費の負担の原則)

第十七条の二 (略)

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は(中略)当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

水道料金の仕組み①

◆ 料金体系

浜田市の水道料金は「二部料金体系」としており、「**基本料金**」と「**従量料金**」を組み合わせた料金制度を採用しています。

$$\text{水道料金} = \text{① 基本料金} + \text{② 従量料金}$$

① 基本料金

各使用者へ水使用の有無にかかわらず賦課する料金であり、本市では各使用者の水道メーターの口径ごとに料金を設定する「口径別料金」を採用しています。

② 従量料金

使用水量に応じて賦課する料金であり、1 m³から規定水量までの単価が段階的に上がる逦増型と、規定水量以上になると単価が段階的に下がる「逦増逦減型」を採用しています。

水道料金の仕組み②

◆ 現行（改定前）の料金表

2ヵ月あたり（税込）

基本料金		従量料金（使用水量1m ³ につき）			
口径	基本料金				
13mm	1,848円	0m ³	～	20m ³	93.5円
20mm	1,980円	21m ³	～	40m ³	165円
25mm	2,860円	41m ³	～	100m ³	203.5円
30mm	2,860円	101m ³	～	1,000m ³	242円
40mm	6,820円	1,001m ³	～	2,000m ³	225.5円
50mm	13,640円	2,001m ³	～		209円
75mm	20,240円			臨時用・船舶用	539円
100mm	68,640円				
150mm	78,540円				

口径別料金

逦増逦減型

計算例 《 基本料金 》 13ミリメートル 《 使用水量 》 25m³ の場合

《 基本料金 》 13ミリメートル 1,848円

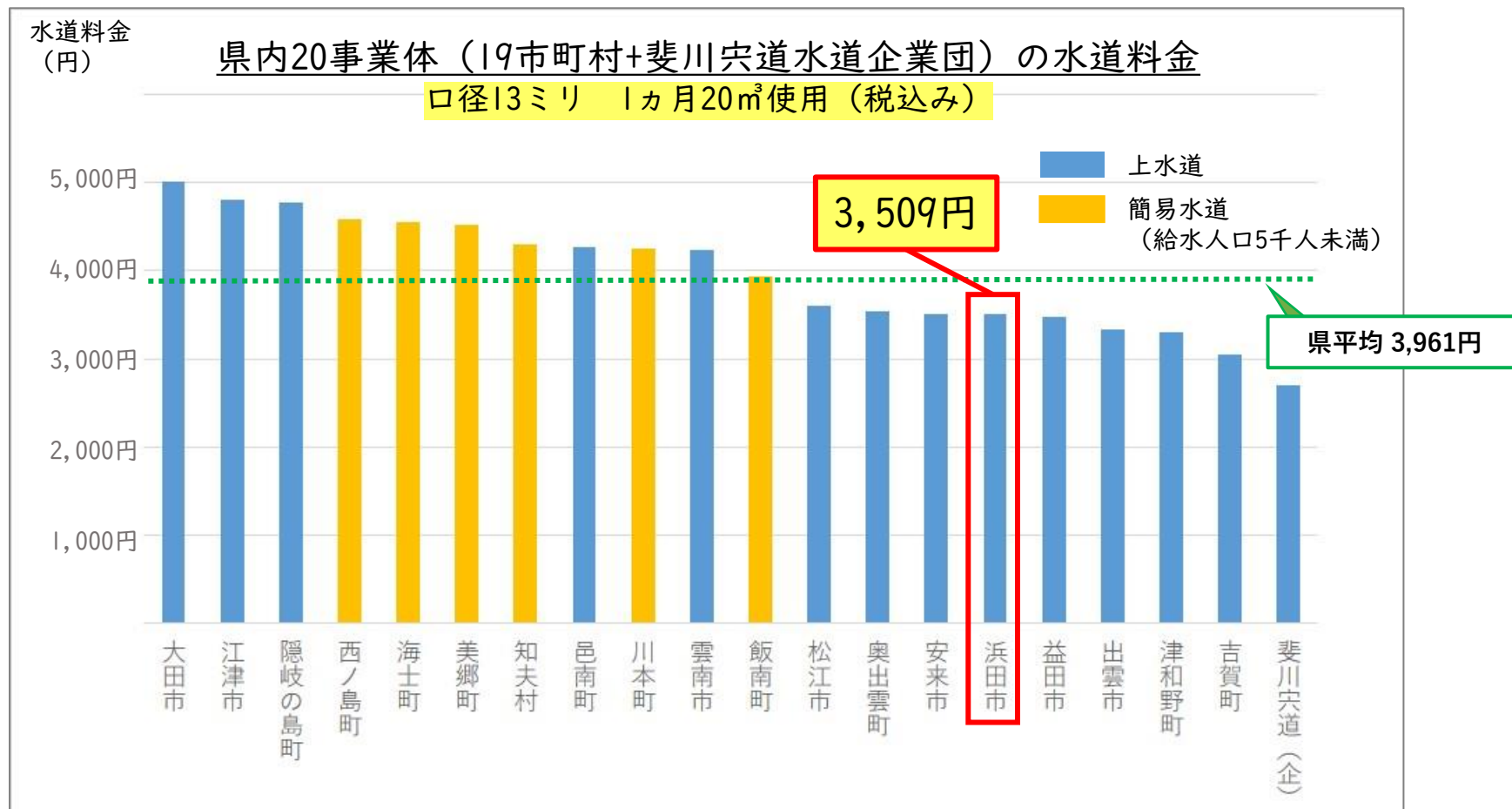
《 従量料金 》 93.5円 × 20m³ 1,870円

165円 × 5m³ 825円

計 4,543円 （2ヶ月あたり/税込）

(参考) 県内の水道料金比較

◆令和6年度末（R7.3.31）時点



※この時点から料金改定を実施している事業体がありますので、あくまで令和6年度末の参考値です。

出典：▶ 島根県 令和6年度島根県の水道（令和7年3月31日現在）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/suidou/suidou/06suidou.html>

2. なぜ料金改定が必要なのか

なぜ料金改定が必要なのか

◆ 浜田市が抱える経営課題

① 経営環境の悪化

1. 給水人口の減少に伴う減収
2. 物価高騰等による支出増加
3. 料金回収率の低迷
4. 営業利益・保有資金の減少
5. 多額の企業債残高



水道サービスを維持していくために
財源確保が必須

② 管路等の老朽化進行

1. 多発する漏水
2. 有収率の低迷



安全な水が無駄なく安定的に
送るために管路等の更新が急務

③ 管路等の耐震化推進

1. 基幹管路等の耐震化

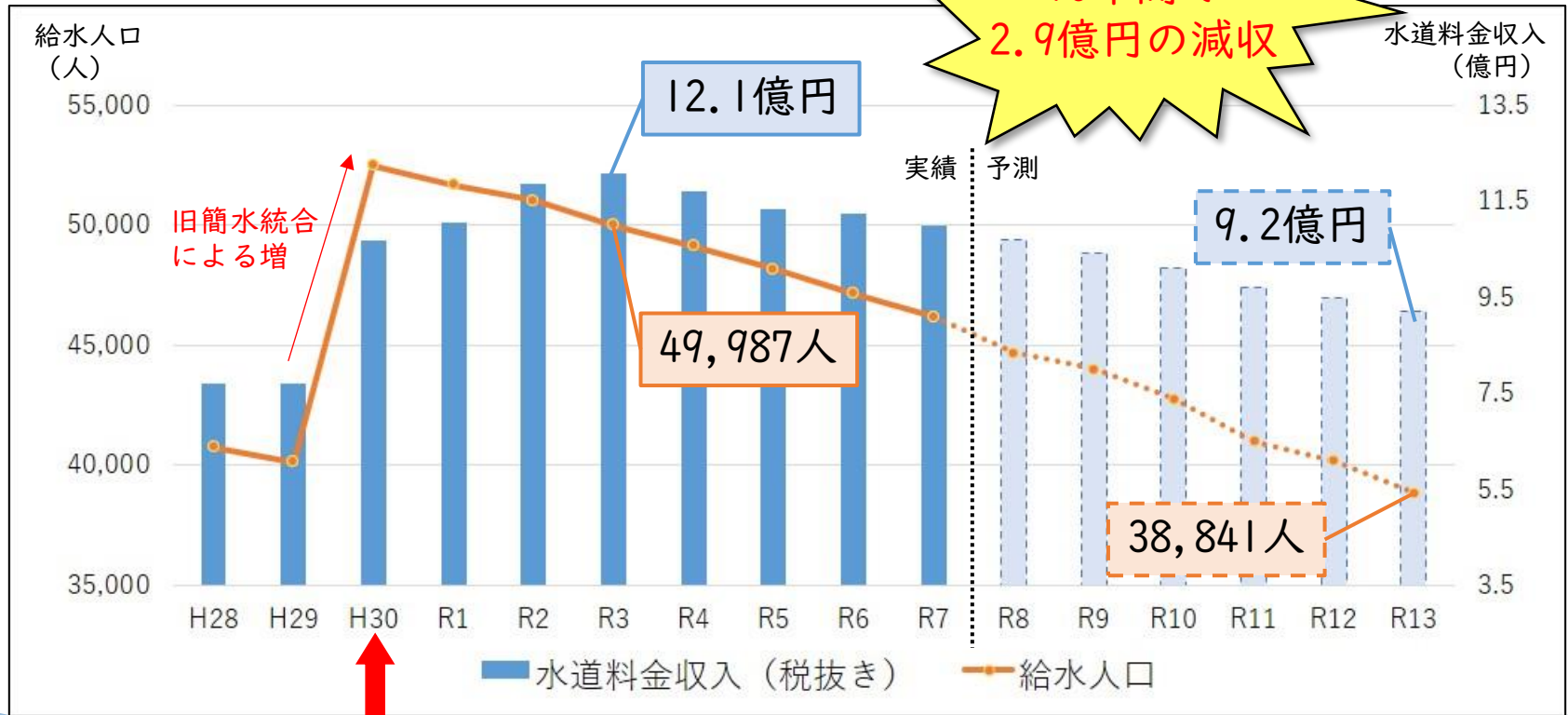


管路等の耐震化を推進し
災害に強い水道インフラを構築

経営課題①-Ⅰ 給水人口の減少に伴う減収

浜田市の給水人口は年々減少しており、これに伴い水道料金収入も減収となっています。今後もこの傾向は継続すると予測しており、令和13年度の料金収入は9.2億円となり、令和3年度からの **10年間で2.9億円の減収** となる見込みです。

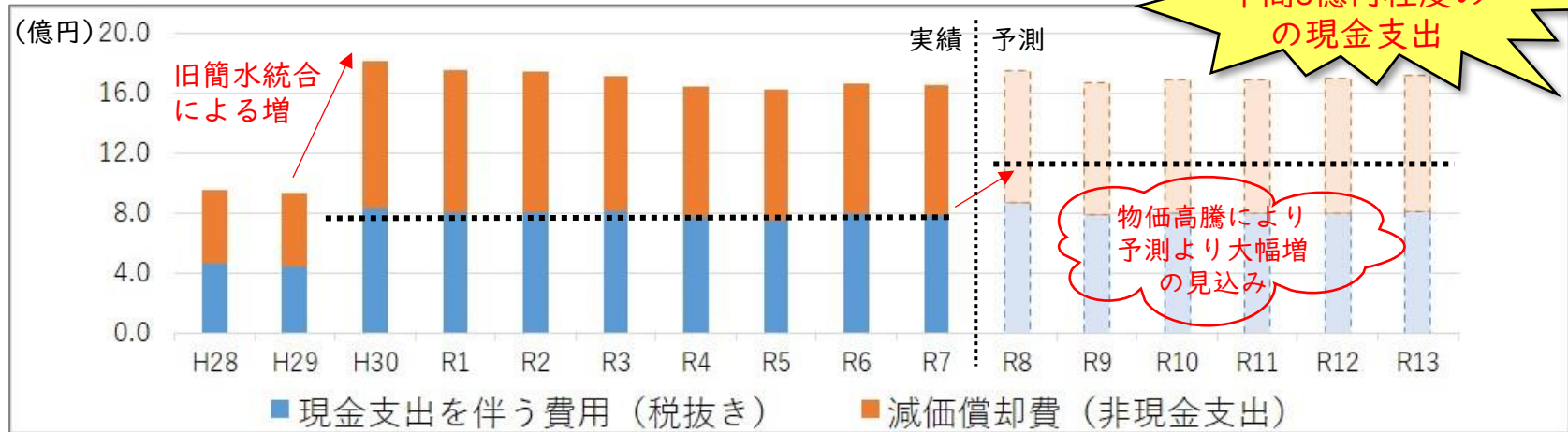
◆ 給水人口と水道料金収入の見込み



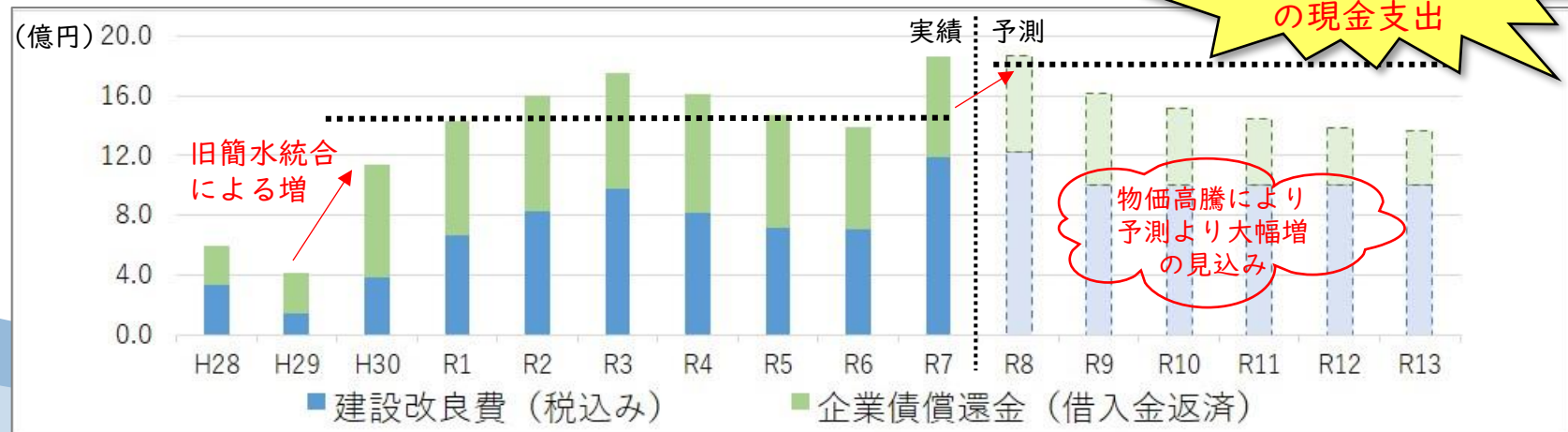
旧簡易水道事業 (旧那賀郡地域) を統合

経営課題①-2 物価高騰等による支出増加

◆ 営業費用（施設維持管理等の費用）の見込み

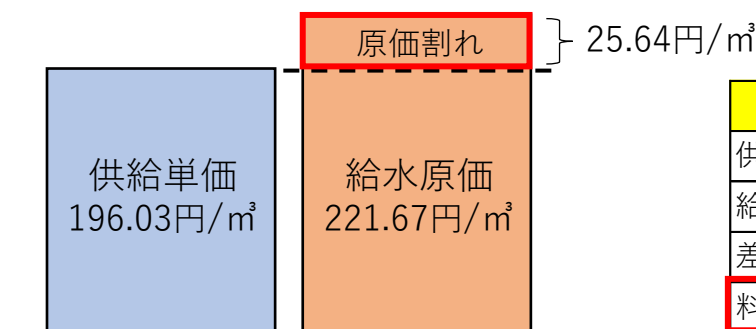


◆ 建設改良費（施設更新の費用・企業債の償還）の見込み



経営課題①-3 料金回収率の低迷

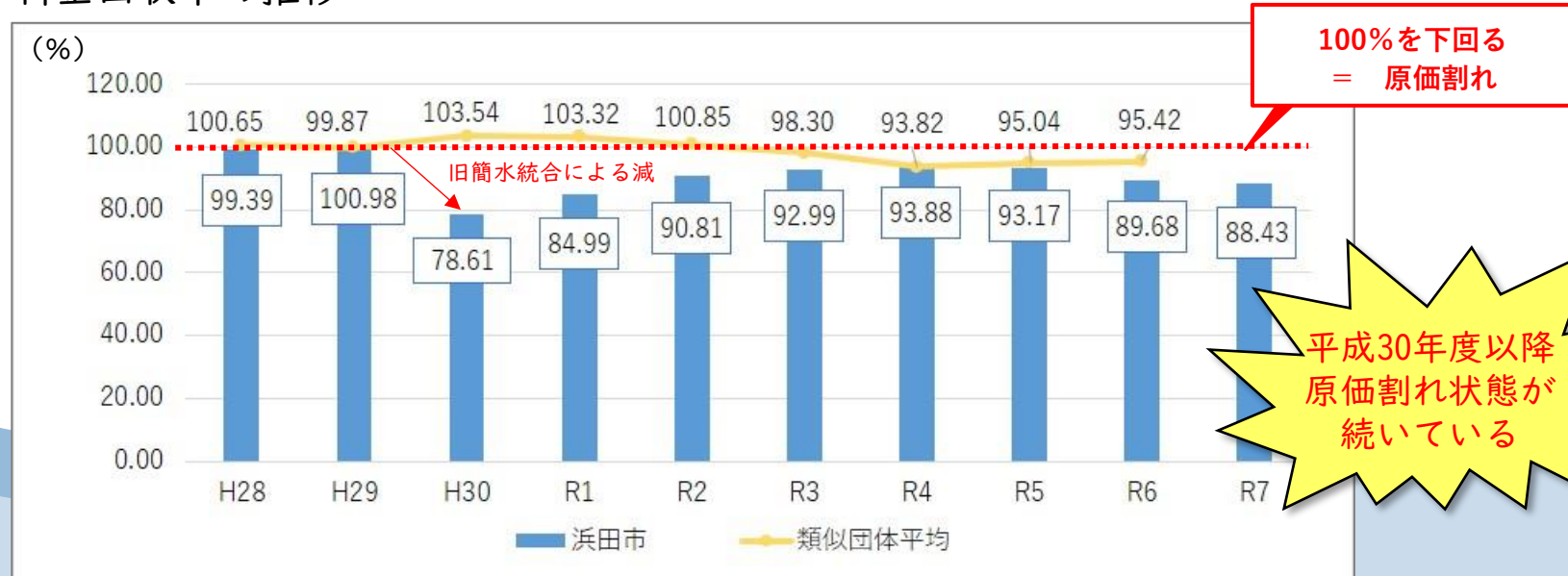
安定した経営は、 1m^3 の水道水をお届けするためにかかる費用（給水原価）が、 1m^3 あたりの販売単価（供給単価）を下回る必要がありますが、浜田市は給水原価が供給単価を上回っている **原価割れ** の状態です。



R7実績		
供給単価	(A)	196.03 円/㎥
給水原価	(B)	221.67 円/㎥
差	(A) - (B)	△ 25.64 円/㎥
料金回収率	(A) ÷ (B)	88.43 %

給水原価が供給単価を上回っている = 給水にかかる費用が給水収益で賄えていない

◆ 料金回収率の推移



経営課題①-4 営業利益・保有資金の減少

給水収益の減少や維持管理費用の増加等の影響により、料金改定を行わない限り、令和8年度には当年度純損失（赤字決算）が発生し、令和13年度から資金（キャッシュ）不足となる見込みです。

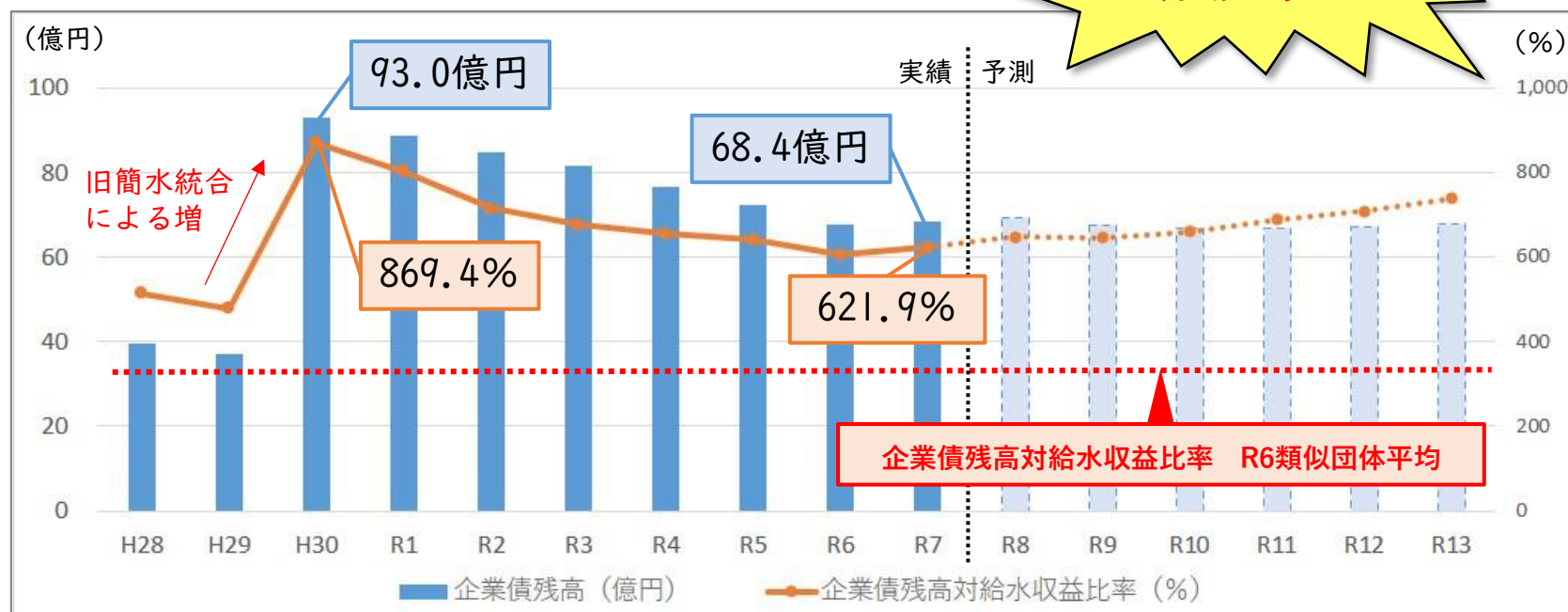
◆ 営業利益と資金残高の見込み



経営課題①-5 多額の企業債残高

令和7年度末の企業債残高は **約68.4億円** と全国の類似団体と比較して **約2倍** と多く、将来世代の負担をできるだけ軽くするためには、企業債に頼らず資金を調達することが重要です。

◆ 企業債残高の見込み

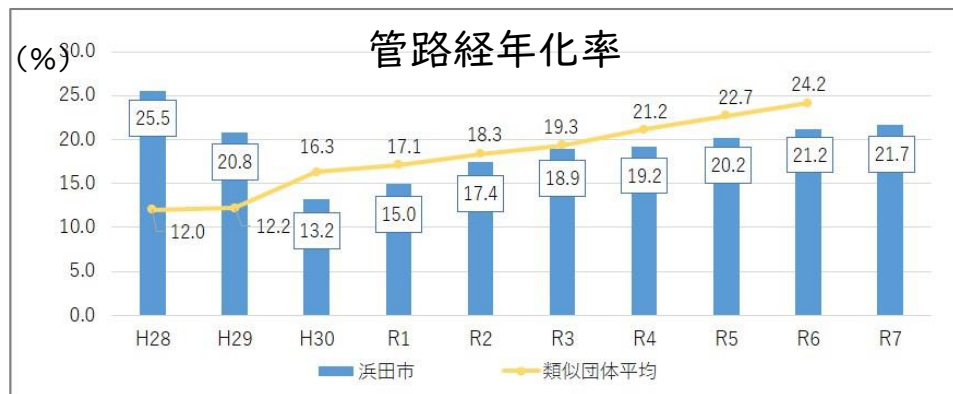


【用語】企業債残高対給水収益比率 (%)・・・給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す。
例) 600% = 年間の給水収益 (水道料金収入) の6倍

経営課題②-1 多発する漏水

◆ 水道管の老朽化

水道管や浄水場などの老朽化が進んでおり、特に市内全域の水道管総延長1,147kmのうち、**耐用年数40年を超えた管路延長の割合（管路経年化率）は20%を超えています。**



1年間に更新している管路延長

約3.7km/年 (R1～R7平均)

全ての管路を更新するまでにかかる期間

管路総延長1,147km ÷ 3.7km/年
= 310年

【用語】 管路経年化率（％）・・・法定耐用年数（40年）を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化度合を示す。

**更新スピードの
底上げが必要**

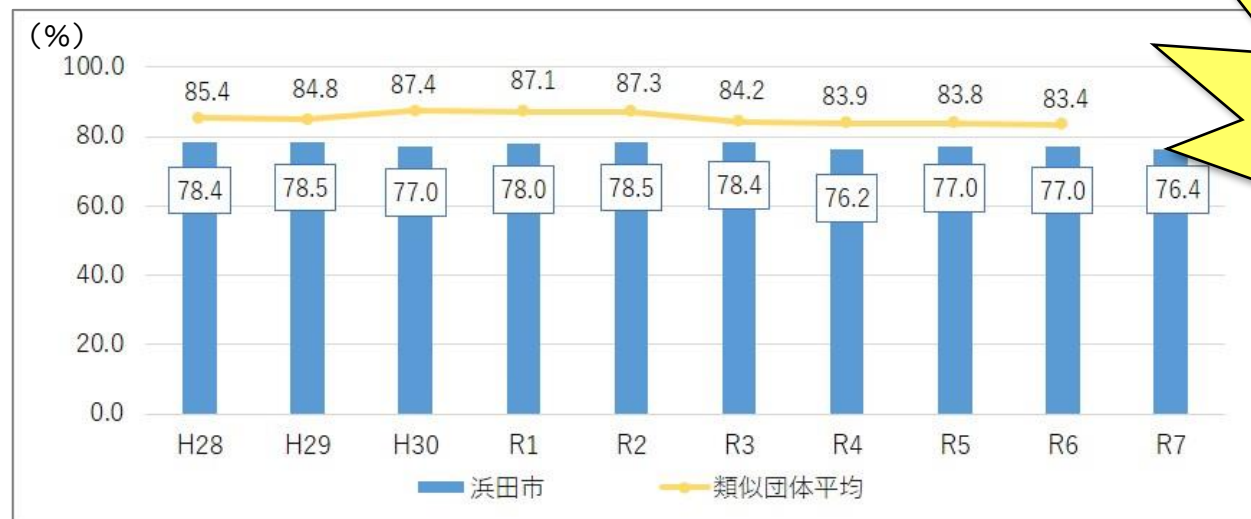
◆ 漏水件数と修繕費用の推移



**年々修繕件数
が増え令和7年度は
修繕費1億円超**

経営課題②-2 有収率の低迷

◆ 有収率の推移



有収率が70%台で推移
= 20%以上の水は使用者
に届いていない

【用語】有収率 (%)・・・配水量のうち収益につながった水量(有収水量)の割合であり、100%に近いほど施設の稼働が効率的であることを示す。



漏水の様子



錆びた水道管

高

市町	有収率	区分
西ノ島町	100.0%	簡易水道
松江市	92.5%	上水道
出雲市	92.3%	上水道
斐川穴道(企)	91.8%	上水道
海士町	88.0%	簡易水道
雲南市	87.9%	上水道
知夫村	87.0%	簡易水道
安来市	86.5%	上水道
江津市	84.9%	上水道
奥出雲町	79.9%	上水道
大田市	79.2%	上水道
飯南町	77.0%	簡易水道
浜田市	77.0%	上水道
吉賀町	72.6%	上水道
津和野町	72.3%	上水道
隠岐の島町	71.9%	上水道
益田市	70.9%	上水道
低 邑南町	70.3%	上水道
川本町	69.0%	簡易水道
美郷町	63.0%	簡易水道

低

出典(有収率): ▶ 島根県 令和6年度島根県の水道(令和7年3月31日現在)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/suidou/suidou/06suidou.html>

経営課題③ 基幹管路等の耐震化

令和6年1月の能登半島震災では、広範囲かつ長期間による断水が発生しました。

浜田市では、災害等による断水を回避するために、避難所や病院などの重要施設に接続する水道管の耐震化を進めていますが、**令和6年度末時点で4%**と県内平均（上水道のみ）27%を大きく下回っています。

◆重要施設に接続する水道管路の耐震化状況【県内上水道のみ】

	市町	区分	耐震管率 (B) ÷ (A) × 100		
				対象管路延長(km) (A)	うち耐震管延長(km) (B)
高 ↓ 低	松江市	上水道	78%	98.24	76.84
	隠岐の島町	上水道	75%	6.43	4.84
	江津市	上水道	39%	2.63	1.02
	奥出雲町	上水道	31%	12.59	3.96
	雲南市	上水道	25%	106.9	27.21
	出雲市	上水道	22%	62.93	13.82
	安来市	上水道	17%	17.46	2.98
	邑南町	上水道	11%	168.97	18.05
	浜田市	上水道	4%	14.85	0.61
	斐川宍道（企）	上水道	3%	29.16	1
	益田市	上水道	2%	7.44	0.15
	大田市	上水道	0%	1.5	0
	津和野町	上水道	0%	28.8	0
	吉賀町	上水道	0%	1.27	0
	島根県平均（上水道のみ）		27%	559.17	150.48

耐震化率の
底上げにより
災害等の断水を回避

R6.1 能登半島震災の現地写真



出典（耐震化）：▶国土交通省 上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果（令和6年11月）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000912.html

出典（写真）：▶国土交通省 TEC-FORCE

<https://www.tecforce.jp/202401/index.html>

経営課題を解決するために

◆ 浜田市が抱える経営課題

① 経営環境の悪化

1. 給水人口の減少に伴う減収
2. 物価高騰等による支出増加
3. 料金回収率の低迷
4. 営業利益・保有資金の減少
5. 多額の企業債残高

② 管路等の老朽化進行

1. 多発する漏水
2. 有収率の低迷

③ 管路等の耐震化推進

1. 基幹管路等の耐震化



きれいで安心して飲める水道水が
断水の心配なく安定して供給されるためには
料金改定が必要です

3. 料金改定の検討

上下水道事業審議会での検討

経営課題を踏まえ、浜田市上下水道事業審議会において水道料金の改定について令和6年10月に諮問し、令和7年11月に答申を受けました。

令和6年10月
審議会へ諮問



計5回の審議



令和7年11月
市長へ答申

◆主な審議内容

- ・ 給水人口の減少、物価高騰等による事業収支の見込み **【悪化傾向】**
- ・ 保有資金の見込み **【減少傾向】**
- ・ 過去3年(R3～R6)の総括原価の算出 **【原価割れ】**

事業運営に必要な供給単価(理論上) 269.6円/㎥ } 乖離が38%であるため
過去3年平均の供給単価(実績) 195.4円/㎥ } 平均改定率38%として
審議を開始

- ・ 施設老朽化の進行に伴う更新費用の捻出 **【財源不足】**
企業債残高が類似団体に比べて多い → 新規企業債の借入れの抑制
- ・ 県内の水道事業体における広域化推進の状況
- ・ 経営目標の設定 → 目標を満たす新料金体系(案)の検討
- ・ 生活困窮者等への配慮
- ・ 激変緩和措置(段階的値上げ)の措置
- ・ 平均改定率について

改定後5年間(R9-13)の黒字を図れる水準とする → **平均改定率 34.5%**

上下水道事業審議会からの答申

令和7年11月 市長へ答申

(結論)

- 水道水の安定供給には健全な経営を維持するため
料金改定の必要性を認める
- 平均改定率を 34.5%、改定時期を令和9年4月とする
- 減収傾向は変わらないため改定後5年後を目途に料金改定の再検証を行うこと



(付帯意見 4点)

(1) 生活困窮者等への配慮について

料金改定の影響を大きく受ける生活困窮者等に対して水道事業での個別の配慮は難しいため、福祉や産業振興の観点から影響を見極めたうえで、負担軽減策を適宜実施いただくよう要望する。

(2) 答申と市の方針決定に差が生じた場合の対応について

市としての方針決定をする際に、答申内容より減収となる方針となった場合、減収分は一般会計からの財源補填を求める。

(3) 持続可能な水道経営の取組について

持続可能な水道事業の実現に向け、施設等の計画的な更新や、抜本的な経営体制の見直しについて求める。

(4) 市民への周知について

料金改定をわかりやすく周知することを求める。

答申を受けた浜田市の対応

◆ 地域協議会への説明

令和7年12月から令和8年1月にかけて、全ての地域協議会（浜田・金城・旭・弥栄・三隅）へ出席し答申内容について説明しました。

◆ 市としての方針決定

答申内容に合わせて以下のとおり水道料金の改定を進めることとしました。

① 平均改定率及び改定時期は答申を尊重する。

【平均改定率】 34.5%

【改定時期】 令和9年4月1日

② 急激な負担とならないように3年間の激変緩和措置（段階的料金改定）を講じる。

→なお、激変緩和措置に伴う減収（約4億円）の財源は一般会計が補填する。

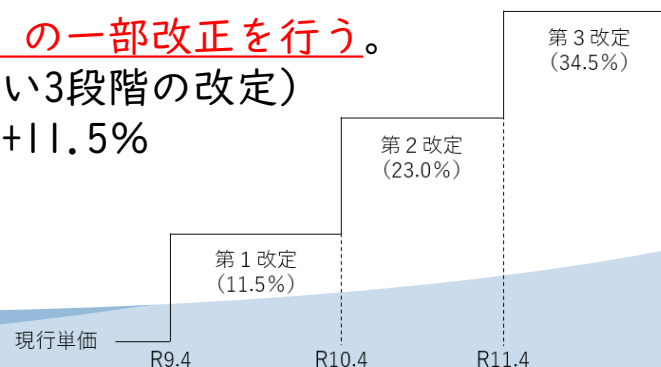
③ 令和8年3月議会にて浜田市給水条例（料金単価）の一部改正を行う。

【改正内容】 料金単価改定（激変緩和措置に伴い3段階の改定）

（第1段階）R9.4.1 平均改定率+11.5%

（第2段階）R10.4.1 //

（第3段階）R11.4.1 //



4. 料金改定の内容

改定内容

【平均改定率】 34.5%

【改定時期】 令和9年4月1日

※激変緩和措置により令和11年4月までの3年間で毎年約11.5%ずつ段階的に引き上げる

(第1段階) R9.4.1 平均改定率+11.5%

(第2段階) R10.4.1 //

(第3段階) R11.4.1 //

◆改定イメージ

例) 一般家庭に多い口径13mm 1ヵ月で20m³使用した場合の水道料金

単位：円（税込み）／1ヵ月

	現行		第1段階		第2段階		第3段階
適用日	--		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日
水道料金	3,509円		3,908円		4,308円		4,708円
現行との差	--		+ 399円		+ 799円		+ 1,199円

※ 実際の検針は2ヵ月ごとです

新料金表

料金の計算方法

水道料金 = ①基本料金 + ②従量料金

単位：円（税込み）/2ヵ月

① 基本料金

口径	現行	令和9年4月		令和10年4月		令和11年4月	
		料金	現行との差額	料金	現行との差額	料金	現行との差額
13mm	1,848.0円	2,030.6円	182.6円	2,214.3円	366.3円	2,398.0円	550.0円
20mm	1,980.0円	2,173.6円	193.6円	2,368.3円	388.3円	2,563.0円	583.0円
25mm	2,860.0円	3,149.3円	289.3円	3,438.6円	578.6円	3,729.0円	869.0円
30mm	2,860.0円	3,215.3円	355.3円	3,570.6円	710.6円	3,927.0円	1,067.0円
40mm	6,820.0円	7,557.0円	737.0円	8,294.0円	1,474.0円	9,031.0円	2,211.0円
50mm	13,640.0円	15,117.3円	1,477.3円	16,594.6円	2,954.6円	18,073.0円	4,433.0円
75mm	20,240.0円	22,432.3円	2,192.3円	24,624.6円	4,384.6円	26,818.0円	6,578.0円
100mm	68,640.0円	76,087.0円	7,447.0円	83,534.0円	14,894.0円	90,981.0円	22,341.0円
150mm	78,540.0円	87,060.6円	8,520.6円	95,582.3円	17,042.3円	104,104.0円	25,564.0円

単位：円（税込み）/2ヵ月

② 従量料金

使用水量	現行	令和9年4月		令和10年4月		令和11年4月	
		料金	現行との差額	料金	現行との差額	料金	現行との差額
0m ³ ~ 20m ³	93.5円	104.5円	11.0円	115.5円	22.0円	126.5円	33.0円
21m ³ ~ 40m ³	165.0円	184.8円	19.8円	204.6円	39.6円	224.4円	59.4円
41m ³ ~ 100m ³	203.5円	228.8円	25.3円	254.1円	50.6円	280.5円	77.0円
101m ³ ~ 1000m ³	242.0円	272.8円	30.8円	303.6円	61.6円	334.4円	92.4円
1001m ³ ~ 2000m ³	225.5円	251.9円	26.4円	278.3円	52.8円	305.8円	80.3円
2001m ³ ~	209.0円	233.2円	24.2円	257.4円	48.4円	282.7円	73.7円

単位：円（税込み）/m³

臨時など

使用区分 (1m ³ あたり)	現行	令和9年4月		令和10年4月		令和11年4月	
		料金	現行との差額	料金	現行との差額	料金	現行との差額
臨時用・船舶用	539.0円	607.2円	68.2円	675.4円	136.4円	743.6円	204.6円
私設消火栓	286.0円	322.3円	36.3円	358.6円	72.6円	394.9円	108.9円

検針サイクル（経過措置）

令和9年4月1日から1段階目の新料金が適用されます。

ただし、令和9年3月31日以前から継続使用されている方については、経過措置により5月使用分から適用されます。

※ 第2段階（R10.4.1適用）、第3段階（R11.4.1適用）についても同様です。

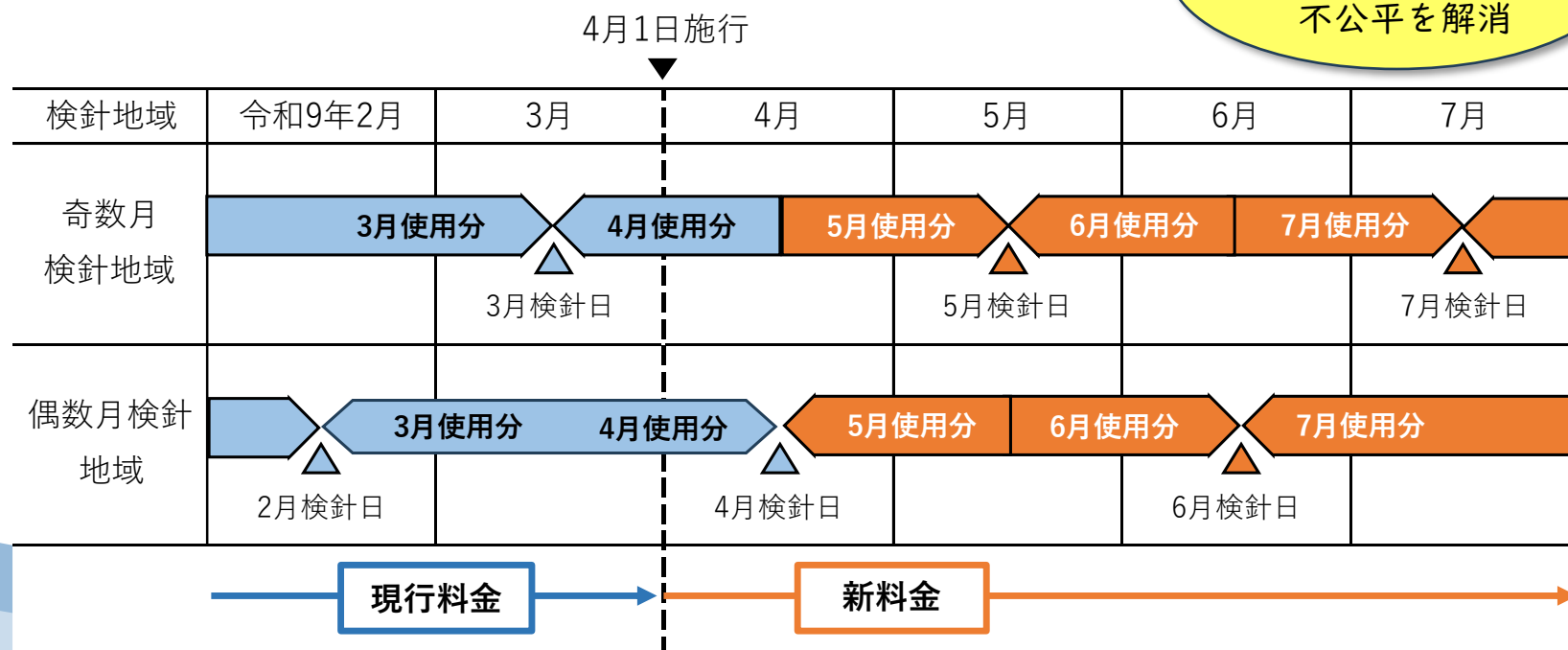
(1) 奇数月検針地域にお住まいの方

5月検針分のうち、5月使用分から新料金を適用（4月使用分は現行料金）

(2) 偶数月検針地域にお住まいの方

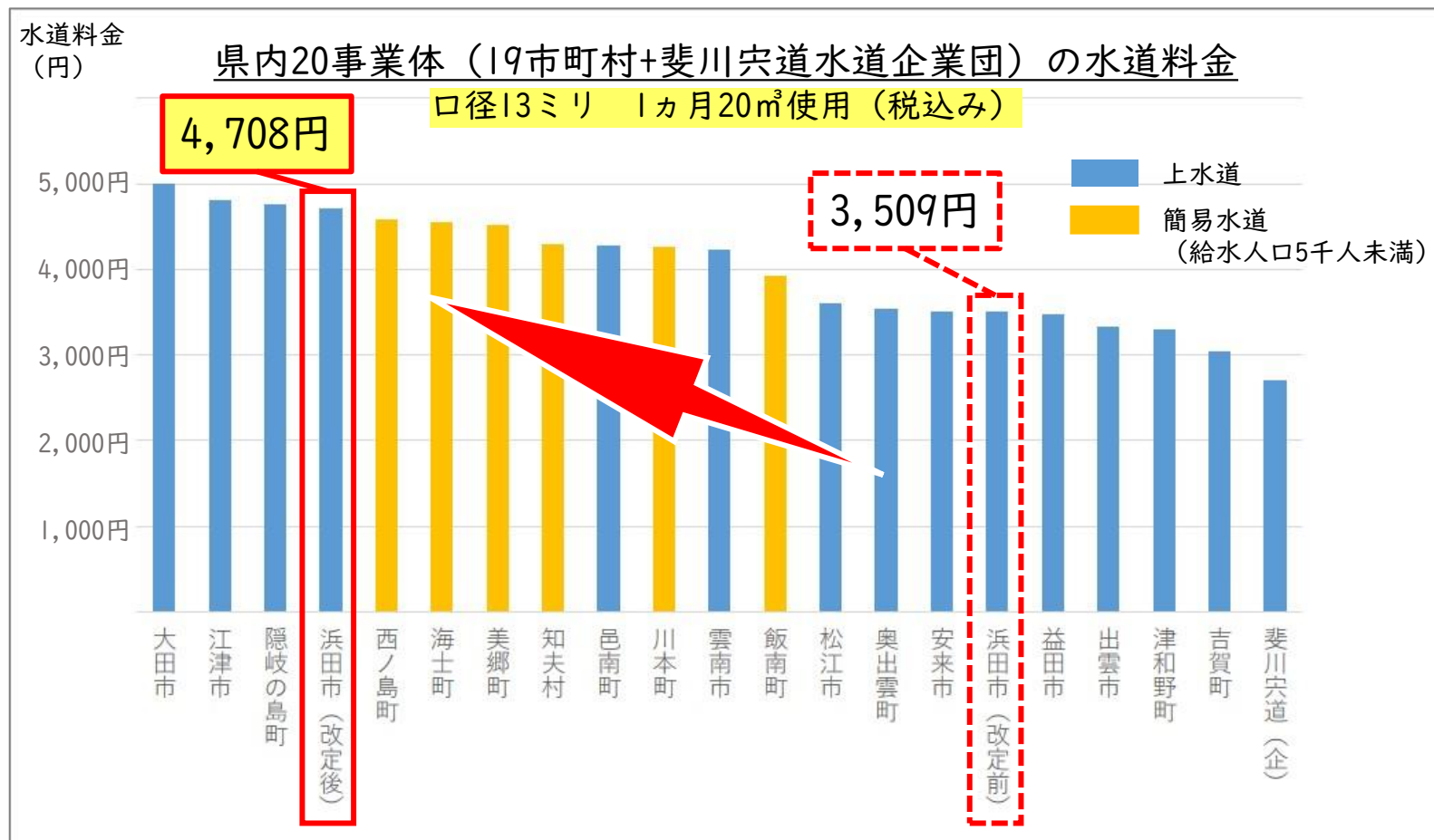
6月検針分から新料金を適用

検針月の違いによる
新料金適用月の
不公平を解消



(参考) 改定後の県内の水道料金比較

◆令和6年度末（R7.3.31）時点 + 改定後料金を反映



※この時点から料金改定を実施している事業体がありますので、あくまで令和6年度末の参考値です。

出典：▶ 島根県 令和6年度島根県の水道（令和7年3月31日現在）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/suidou/suidou/06suidou.html>

5. 改定による効果

経営課題と改定による効果

料金改定に伴う水道料金の増収により経営基盤を強化し、日々の水道サービスを安定的に維持できるとともに、水道管の更新・耐震化を着実に進めることができます。

効果

① 経営環境の悪化

1. 給水人口の減少に伴う減収
 2. 物価高騰等による支出増加
 3. 料金回収率の低迷
 4. 営業利益・保有資金の減少
 5. 多額の企業債残高
- 

- 水道料金収入が年間約3.5～4.0億円増加
- 水道水供給コストの原価割れ状態改善
→ 料金回収率の回復（経営健全化）
- 改定5年間の保有資金の減少阻止
→ 現在の資金水準を維持
- 新たな企業債の発行抑制
→ 将来世帯の負担を増やさない

② 管路等の老朽化進行

1. 多発する漏水
 2. 有収率の低迷
- 

- 更新スピードの底上げ
→ 投資枠を 2億円／年程度 拡大
- 有収率の改善
→ ムダなく効率的に水を供給

③ 管路等の耐震化推進

1. 基幹管路等の耐震化
- 

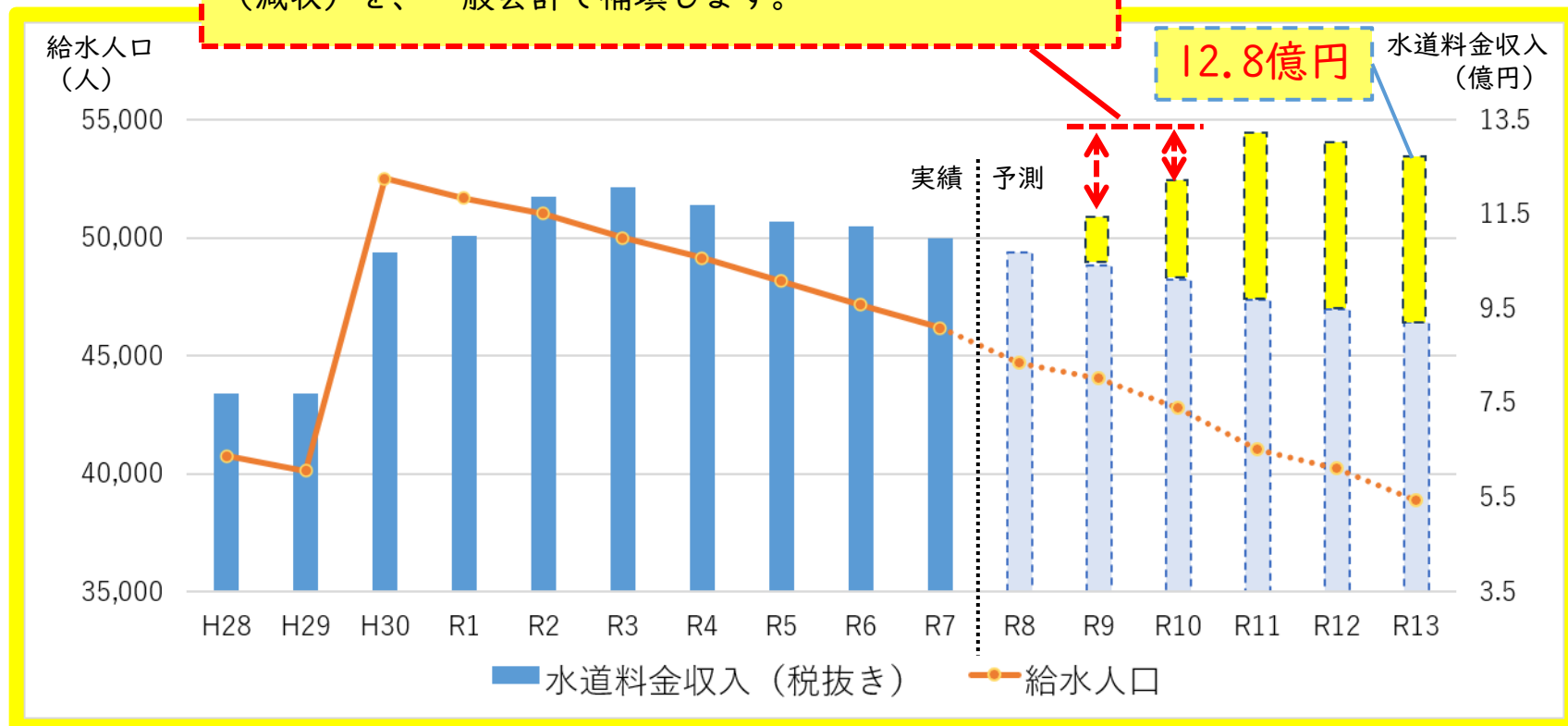
- 耐震化スピードを底上げ
→ 災害における避難所や病院など重要施設の断水回避を最優先

水道料金収入の見通し

◆ 給水人口と水道料金収入の推移



段階的な料金改定（いわゆる「激変緩和措置」）により、想定していた水道料金収入と実際に得られる収入の差額（減収）を、一般会計で補填します。



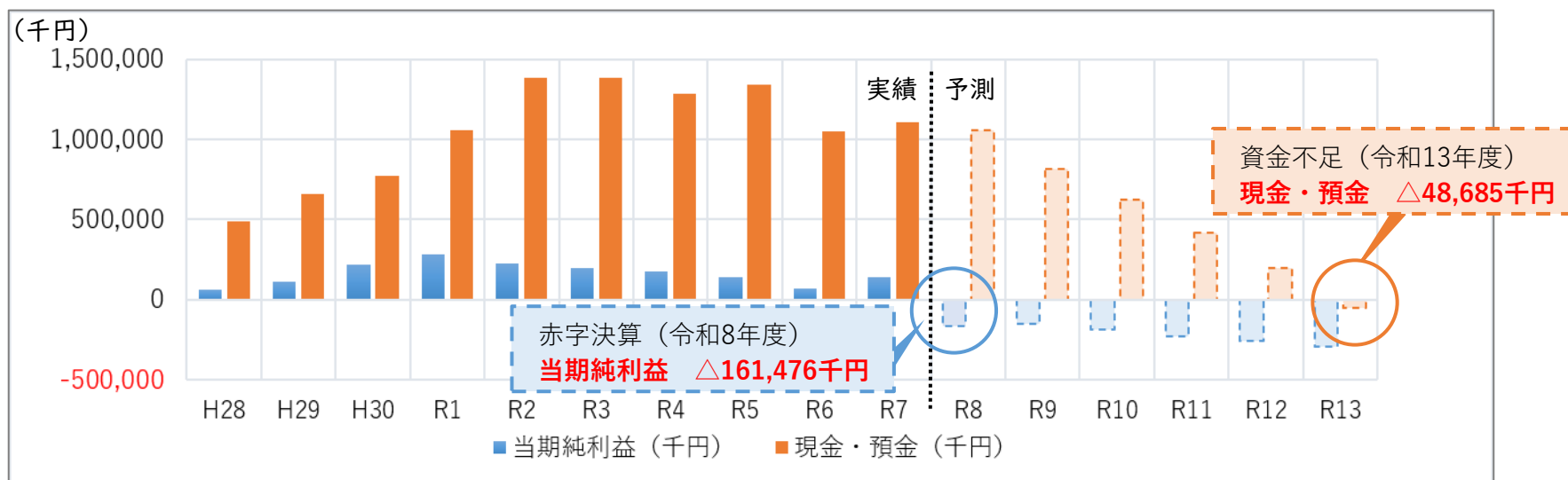
激変緩和措置（段階的改定）により減収となる部分
＝ 一般会計からの補填額



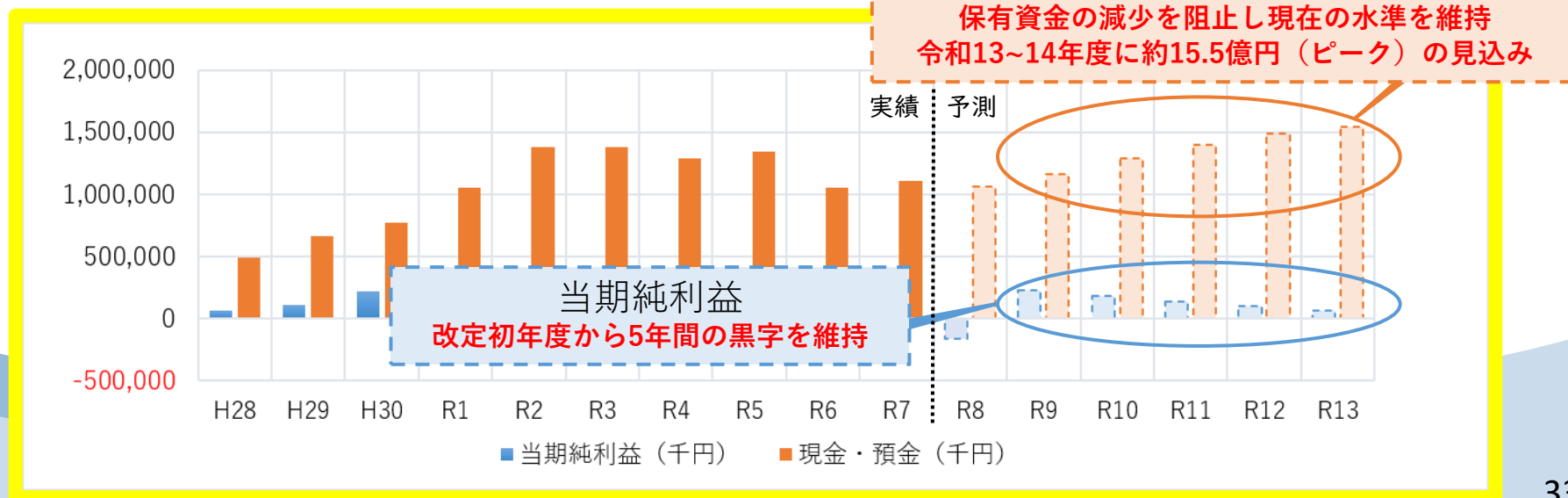
料金改定による増収（予測）

営業利益・保有資金の見通し

◆ 改定前



◆ 改定後



6. 今後の取組

今後の取組方針

✓ 計画的な施設の更新・耐震化

料金改定の増収による投資枠の拡大

AIを活用した漏水診断

漏水修繕、老朽管路の更新による有収率の向上

施設・管路の耐震化の推進

✓ 経営健全化の維持

経費削減・上下水道事業一体での事務の効率化

職員の定員管理

新たな企業債発行の抑制

✓ 県内事業者との広域化・広域連携

共同調達、施設共同化によるコスト削減

技術者・技術力の確保

災害時等の相互支援

料金改定に関する お問合せ先

本日の説明内容や水道料金の改定に関する質問などありましたら
お気軽に浜田市上下水道部までお問合せください。

浜田市 水道料金改定

検索

「令和9年4月1日から水道料金を改定します」



浜田市 上下水道部 水道管理課



浜田市殿町1番地 西分庁舎 3階

【資料に関するお問い合わせ】企画経理係 ☎ 0855-25-9900

【料金に関するお問い合わせ】料 金 係 ☎ 0855-25-9903

【新水道料金問い合わせ専用フリーダイヤル】 ☎ 0800-555-1132